

労働者派遣事業における情報提供

労働者派遣法第 23 条 第 5 項に基づき、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開いたします。

マージン率（％）＝（労働者派遣料金の平均額－派遣労働者賃金の平均額）÷ 労働者派遣料金の平均額

記

派 01-301293 株式会社マイスター
2025 年 4 月末現在

- (1) 派遣労働者数 0 人
- (2) 派遣先事業所数 0 事業所
- (3) 労働者派遣料金の平均額（1 日 8 時間 全業務平均） 60,000 円
- (4) 派遣労働者賃金の平均額（1 日 8 時間 全業務平均） 43,000 円
- (5) マージン率平均 34.0 %
- (6) 派遣労働者の待遇決定方式 労使協定方式
- (8) 福利厚生に関する事項 当社正社員と同等
- (9) 教育訓練に関する事項 業務基礎研修、エキスパート研修、リーダー就任研修

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する社会保険料、事業運営費（オフィス賃料、営業活動諸経費、人件費、福利厚生費、研修費等）が含まれています。

以上